

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の背景

平成18年4月に施行された障害者自立支援法は、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる地域社会の実現を理念とし、サービス体系の一元化、利用者負担の見直し、国の財源責任の強化等を通じて、障害のある人への安定的な支援制度の構築を図ってきました。（参考資料1-1参照）

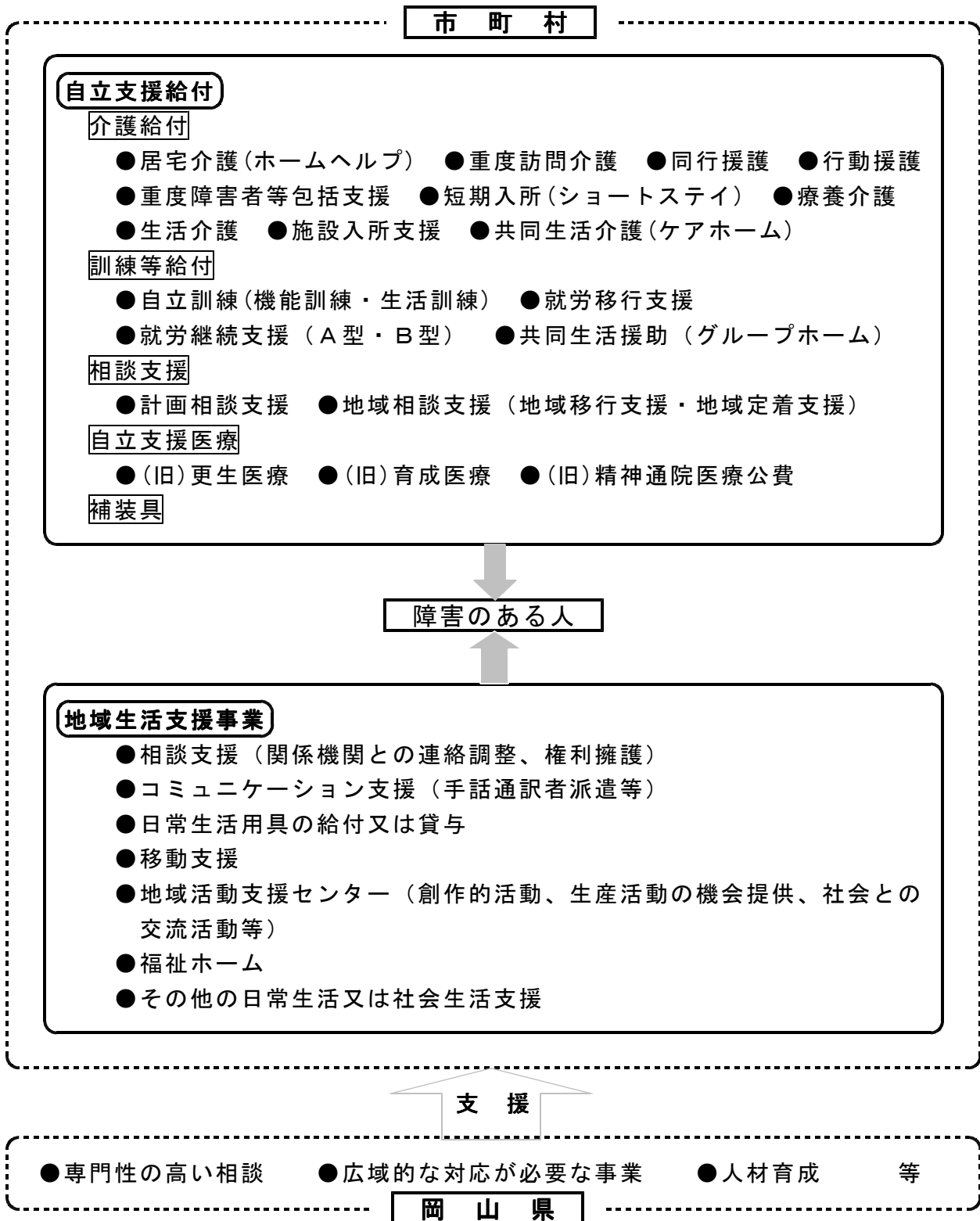
同法が施行されて6年が経過しましたが、この間、様々な課題が指摘され、国において、度重なる対策を講じてきましたが、平成21年9月の政権交代を契機として、障害者自立支援法廃止の機運が高まり、同年12月に設置された「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」における検討を踏まえて、平成22年6月29日の閣議決定において、障害者自立支援法の廃止とこれに代わる新法となる障害者総合福祉法（仮称）の制定について、平成24年の法案提出と平成25年8月までの施行が方向付けられたところです。また、同閣議決定においては、平成25年までの障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方がとりまとめられ、これを踏まえて、平成23年8月には障害者基本法が一部改正されました。（参考資料1-2参照）

また、平成23年6月には障害のある人の権利擁護を目的とした障害者虐待防止法が公布され、平成24年10月の施行に向けて準備が進められています。

現在、国においては、障害者総合福祉法（仮称）の制度の検討が進められているところですが、同法が施行に移されるまでの間、障害のある人の地域生活を支援するために、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」が公布され、障害者自立支援法等が一部改正されました。（参考資料1-3参照）

本県では、障害者自立支援法に基づき、平成18年度から20年度までを期間とする岡山県障害福祉計画（以下「第1期計画」といいます。）の後継計画として、平成21年度から23年度までを期間とする第2期岡山県障害福祉計画（以下「第2期計画」といいます。）策定し、同法に基づく障害福祉サービス等の基盤整備を推進してきましたが、このたび、第2期計画の計画期間が終了することから、その進捗状況や実施上の課題等を踏まえ、改正後の障害者自立支援法に基づくものとなる、平成24年度から26年度までを期間とする第3期岡山県障害福祉計画（以下「第3期計画」といいます。）を策定するものです。

参考資料 1-1 障害者自立支援法のサービス体系及びサービス内容
 (障害者自立支援法のサービス体系図)



※平成22年12月の障害者自立支援法改正後の内容を含んでいます。

(障害者自立支援法のサービス内容の概要)

介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援 (障害者支援施設での 夜間ケア等)	施設で入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
相 談 支 援	計画相談支援	サービス利用計画案を作成し、サービス事業者等との連絡調整のうえ、同計画を作成します。また、サービスの利用状況等の検証を行い、同計画の見直しを行います。
	地域相談支援 (地域移行支援)	住居の確保や地域生活移行のための活動に関する相談支援などを行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性により生じた緊急の事態等に対処するための相談支援などを行います。
地 域 生 活 支 援 事 業	(1) 専門性の高い相談 支援事業	障害者就業・生活支援センターの運営、発達障害者支援センターの運営等を通じて、専門性の高い相談支援を行います。
	(2) 広域的な支援事業	市町村域を越えた広域的な支援を行います。
	(3) 各種人材の養成・ 資質向上	障害程度区分認定調査員、相談支援従事者、サービス管理責任者、手話通訳者等の人材を養成するとともに、資質の向上に向けた取組を行います。
	(4) その他の事業	障害のある人の社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション教室の開催や生活訓練、情報支援等を行います。

※平成22年12月の障害者自立支援法改正後の内容を含んでいます。

※地域生活支援事業には県の取組を記載しています。

参考資料 1-2 障害者制度改革の状況

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）において、平成25年までの障害者制度改革の工程が定められましたが、その中で、「横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方」として次の3点が方向付けられました。

（1）障害者基本法の改正と改革の推進体制

- ・ 障害や差別の定義をはじめ、基本的施策に関する規定の見直し・追加 等

（2）障害を理由とした差別の禁止に関する法律の制定等

- ・ 障害のある人に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

（3）障害者総合福祉法（仮称）の制定

- ・ 制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

このうち、「（1）障害者基本法の改正と改革の推進体制」については、平成23年8月5日に「障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）」が公布されました。改正の内容は多岐にわたりますが、概ね次のような内容となっています。

○障害者基本法の改正（概要）について

この法律において、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等の施策に関する基本原則を定める。

（総則関係）

●障害者の定義の見直し

障害者とは：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能に障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

※発達障害を含むことが明記されるとともに、いわゆる社会モデルの概念が導入された。

※社会的障壁とは、障害のある人にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のものを指す。

●差別の禁止

- ・ 障害を理由として、差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な

配慮がされなければならない。

(基本的施策関係)

●療育（新設）

国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

●防災及び防犯（新設）

国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

●消費者としての障害者の保護（新設）

国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。

●選挙等における配慮（新設）

国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

●司法手続における配慮等（新設）

国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件等に関する手続の当事者等となった場合、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

●国際協力（新設）

国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるように努める。

なお、「(2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等」及び「(3) 障害者総合福祉法（仮称）の制定」についても、法律の制定に向けて、国において検討が進められています。

参考資料 1-3 障害者自立支援法等の改正

平成22年12月10日に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」が公布され、平成24年4月1日までに段階的に施行されました。

この法律において、障害者自立支援法及び児童福祉法等の一部改正が行われましたが、その概要は次のとおりです。

① 趣旨

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

- 相談支援体制の強化
 - ・市町村において、必要に応じ基幹相談支援センターを設置
 - ・「自立支援協議会」を法律上位置付け
 - ・地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し
 - 〔18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。〕
〔その際、現に入所している者が退所させられないようにする。〕

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）

（その他）

- (1) 「その有する能力及び適性に応じ」の削除
- (2) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化
- (3) 児童デイサービスに係る利用年齢の特例
- (4) 事業者の業務管理体制の整備
- (5) 精神科医療救急体制の整備等
- (6) 難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

2 計画の位置づけ

この第3期計画は、障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して策定するものです。

また、この計画は、市町村障害福祉計画の達成に資するため、同計画との整合を図りながら、広域的な観点から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要な量の見込みやその提供体制の確保に関する基本的な事項を定めるとともに、具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき推進方策等を定めています。

さらに、この計画は、障害のある人のための施策に関する基本計画として策定した第2期岡山県障害者計画の生活支援分野の実施計画として、障害のある人への支援の一層の充実を図るものであるとともに、県政運営の指針である第3次おかやま夢づくりプランの内容を踏まえたものとなっています。

障害者自立支援法（抄）

（都道府県障害福祉計画）

第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

＜市町村障害福祉計画・第2期岡山県障害者計画との関係＞

第2期岡山県障害者計画（基本計画）

○障害者基本法に規定された障害のある人のための施策全般にわたる基本理念、整備目標及び各種施策等を定めたもの（障害者基本法第11条第2項）

調和

第3期岡山県障害福祉計画（実施計画）

【県障害福祉計画で定める主な事項】

- ①地域生活や一般就労への移行の平成26年度における数値目標を設定
- ②各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ③各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ④指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置
- ⑤岡山県地域生活支援事業の実施に関する事項

整合を図る

市町村障害福祉計画

【市町村障害福祉計画】

- ①地域生活や一般就労への移行の平成26年度における数値目標を設定
- ②各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその確保のための方策
- ③市町村地域生活支援事業の実施に関する事項

調和

市町村障害者計画

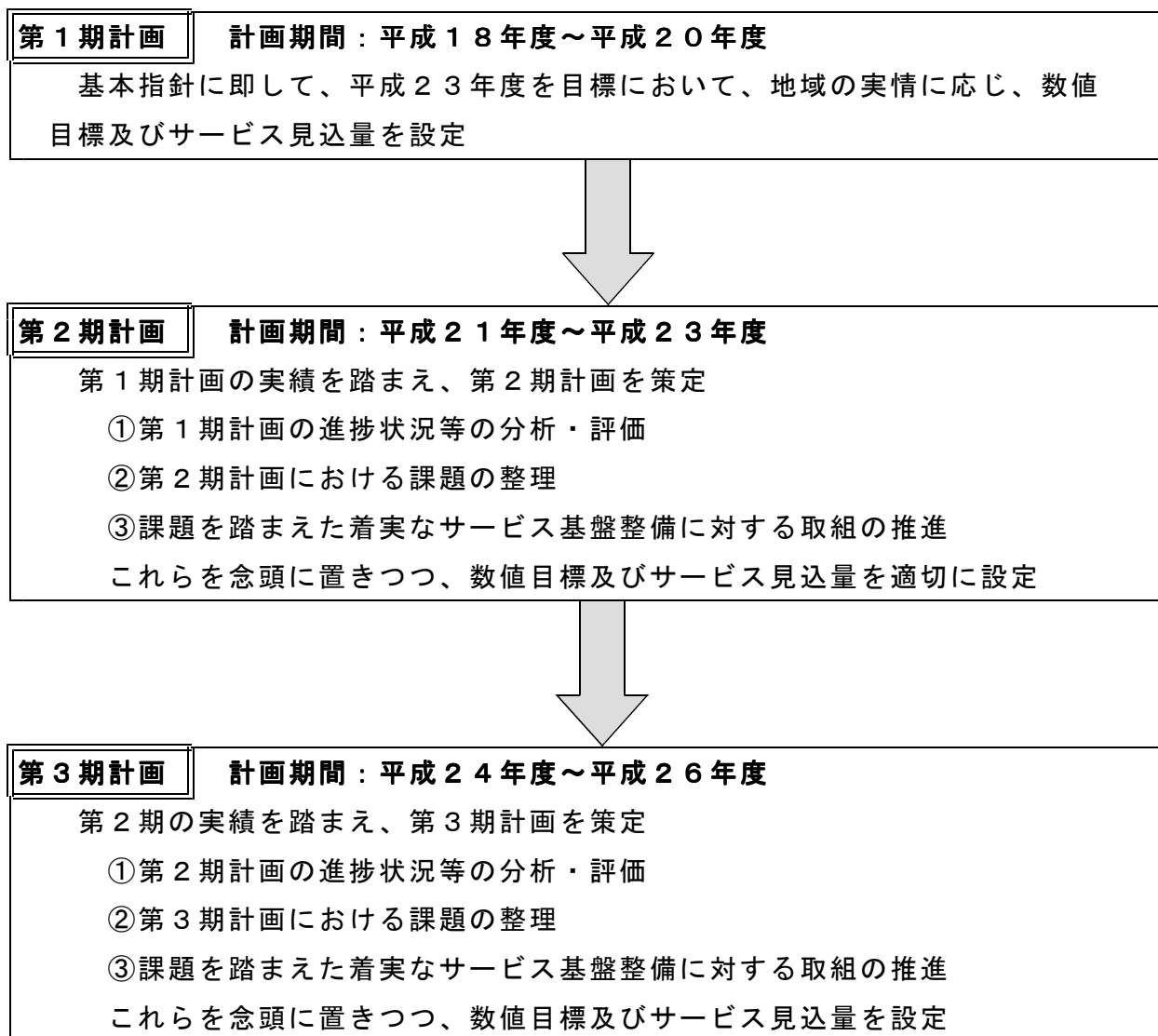
○障害者基本法に規定される障害のある人のための施策全般にわたる基本理念、整備目標及び各種施策等を定めたもの（障害者基本法第11条第3項）

3 計画期間

第3期計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3か年とします。

ただし、障害のある人を取り巻く施策の変化に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて改訂（又は新計画の策定）を行います。

<第1期計画から第3期計画までの計画期間等>



4 計画の基本理念と重点的な視点

(1) 計画の基本理念

第3次おかやま夢づくりプランの基本目標である「快適生活県おかやま」の実現及び第2期岡山県障害者計画に掲げる「ノーマライゼーション」の推進を基本的な考え方として、障害のある人が地域の中で、安心して快適に自立した日常生活及び社会生活を送ることができる共生社会の実現をめざし、障害のある人を支える様々な関係者との協働を基調として、必要な障害福祉サービス等の基盤整備の着実な進展を図ることを基本理念とします。

(2) 重点的な視点

(1)の基本理念を踏まえ、特に、次に掲げる5つの点に重点を置きながら、障害福祉サービス等の基盤整備の推進を図っていきます。

① 地域生活移行の推進

障害のある人が地域の中で自立した生活を営むことができるよう、グループホーム等の生活基盤を充実することなどにより、福祉施設から地域生活への移行を一層推進していきます。

② 就労移行の促進

障害のある人が地域において自立した生活を営むことができるようにするためには、それぞれの個性と可能性を活かして働くことができるよう必要な支援をしていくとともに、その環境づくりを進めていくことが必要です。このため、就労移行支援サービスの推進や、障害のある人に対する就業面と生活面の一体的な支援体制の整備等により、福祉施設から一般就労への移行を促進していきます。

また、工賃の向上に向けた支援策の充実に努めるほか、官公需の発注等に配慮するなど、障害のある人の福祉的就労に関する取組を一層推進していきます。

③ サービス量の充足

障害のある人が地域の中で共生する社会を実現していくためには、障害のある人が必要とするサービス支援を受けながら、その自立と社会参加を促進していくことが必要です。このため、次の観点から、地域（圏域）で必要とされるサービス量の充足を目指し、基盤整備を推進していきます。

(ア) 訪問系サービス

県内どこでも必要な訪問系サービスが利用できることを目指して、基盤整備を推進していきます。

(イ) 日中活動系サービス

障害のある人が希望する日中活動系サービスの提供を受けられることを目指して、基盤整備を推進していきます。

(ウ) 相談支援

障害のある人が地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援体制の構築は不可欠であることから、身近な地域で、相談支援が適切に実施できる体制整備を推進します。

(エ) 地域生活支援事業

多くの福祉サービスが含まれている地域生活支援事業について、障害のある人のニーズを踏まえた必要な量と質が確保されるよう、その充実を推進していきます。

④ 人材の養成・確保と資質の向上

障害福祉サービスは対人サービスであり、サービスの支え手は「人」です。こうした考えのもと、障害福祉サービスや地域生活支援事業等により、支援を必要とする障害のある人の地域生活や社会参加を支え、質の高いサービスが提供されるよう、ホームヘルパーや手話通訳者等の養成、確保に努めるとともに、その資質の向上を図ります。

⑤ 協働型福祉の推進

障害のある人の快適な地域生活を支え、あるいは、就労への円滑な移行等を促進するに当たっては、障害福祉の観点のみならず、雇用、教育、医療、ボランティア等の関係者による総合的な取組が必要です。このため、障害のある人を支える関係者間の協働や連携を進め、ネットワークの強化など、いわゆる協働型福祉を推進し、障害のある人を地域全体で支える力を高めていきます。

＜第3期岡山県障害福祉計画の重点的な視点の体系図＞

